

「その捨て方で大丈夫ですか？」

年末も迫ってきましたが、年末といえば大掃除をされる方も多いのではないのでしょうか？断捨離という言葉も一般的になりましたし、家庭だけでなく職場でも多くのごみが出る時期と言えます。

ですが、ごみの出し方は単に燃えるごみ、燃えないごみというだけでなく、捨て方に注意すべきものがあります。



捨て方は市区町村ごとに違う

一般の家庭から出るごみについては市区町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければなりません。ですので、市区町村によってごみの出し方が違うのです。

あなたの出したごみで火災が起きてる？

市区町村ごとに出し方は異なっているとはいえ、危険なものの扱いについてはほぼ同じです。特に収集している人、そして車に被害を与える危険なものとしてカセットコンロ用のガスボンベが挙げられます。この時期、ご自宅で鍋などされる方も多いと思いますが、不要になったガスボンベは中身を出し切ったうえ穴をあけて捨てるのが一般的ですが、これをしっかりとしないと回収車の中で圧縮されたり他の物と混ざり合うことで爆発する可能性があります。実際に全国で多くの回収車が火災にあっていますし、運転手や作業員の方が被害にあうというケースも残念ながら相当数あります。火災の主な原因は、カセットボンベのほかスプレー缶、着火装置が付いている石油ストーブ・ガスレンジ・湯沸器・ライターなどです。これらを捨てる際には特に注意が必要です。

家電を捨てるのにも要注意です

要らなくなった家電やボーナスで買い替えて使わなくなった家電などを捨てる時にも注意が必要です。よく不用品回収の車を見かけますが、それらの多くは必要な許可を持っていない業者であるのが実情です。古物商や産業廃棄物の許可を持っている業者はいますが、家庭から出るごみは一般廃棄物ですので一般廃棄物の許可を持っていないといけないのですが、ほとんどの不用品回収業者はこの許可を持っていません。環境省をはじめ無許可業者への取締りは強化していますが、まだまだ減っていないのが実情です。違法な業者は回収した家電などを不法に海外に輸出したり、レアメタル等の有価値物を抜き取って不法投棄するケースが非常に多いです。自分が出したごみがこうした不法な処理をされないためにも、ゴミの出し方については注意が必要なのです。

個人だけでなくゴミを捨てる場合には物によっては産業廃棄物になりますが、個人の自宅から出るゴミと同じ一般廃棄物の場合もあるので、誤って法律違反なゴミの出し方にならないようお気をつけください。